

会則について

サークル活動を進めるためには、最低限必要な約束ごと（会則）を決め、
明確な運営をしましょう

【例】会則の項目

- a).会の名称
- b).会の目的と活動
- c).会員資格
- d).役割分担
- e).会費とその使途 休会や退会の扱いについても取り決めておくが良い
- f).会計の報告

【例】

〇〇〇〇サークル 会則

（名称）

第1条 本会の名称は「〇〇〇〇」サークルと称する

（目的）

第2条 本会は△△（活動内容）を通じて地域会員の親睦を図り、技術の
修練・学習と健康保持に努める

（活動）

第3条 活動は原則として毎週〇曜日・午後〇時～〇時とする

（役員）

第4条 1、本会に次の役員をおく

代 表 1名
副代表 1名
会 計 1名

2、役員の任期は1年とする。ただし再任はさまたげない

（会費）

第5条 1、本会の経費は会員の会費をもってあてる

入会金は△△△円とする

会費は月額△△△円とし、月初めに会計に納入する

2、会費は施設使用料、講師謝礼、その他事務費にあてる

（その他）

第6条 本会則に定めていない事項、または疑義の生じたときはその都度協議する

附 則 この会則は 年 月 日から施行する

.....
※会則は原本を各サークルで保管し、まちセンへの提出にはコピーを添付してください。